

議案第116号

さいたま市市民憲章審議会条例の制定について
さいたま市市民憲章審議会条例を次のように定める。

令和2年6月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市民憲章審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市民憲章の制定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市市民憲章審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民代表者

(任期)

第3条 委員の任期は、第1条の市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市戦略本部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。